

医療の質向上のための体制整備事業実施要綱

1. 目的

医療の質向上のための具体的な取組の共有、医療の質指標等の標準化、医療の質指標等の評価・分析支援等を通じて、医療の質向上のための体制を整備することを目的とする。

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、「医療の質向上のための体制整備事業公募要領」により採択された団体とする。

3. 事業内容

(1) 医療の質向上のための協議会（以下「協議会」という。）の設置・運営

協議会においては、事業を進める上での課題の分析、対応策の検討等を行うこと。また、本事業において得られた知見について議論、検討等を行うこと。

なお、医療の質向上のための取組を行ってきた、又は行う予定の病院団体、医療の質向上の取組の関係者を含めるなど、本事業の実効性を担保できるものとする。

具体的には、以下の事項を検討すること。

ア. 医療の質向上のための医療の質指標等の標準化

各病院団体が行ってきた医療の質向上の取組を踏まえ、医療の質指標の項目、集計方法等の標準化について、一定の結論を得ること。また、医療の質向上活動等に有効な医療の質指標の計測結果の公表のあり方に関する具体的方策について、令和6年度本事業の取りまとめに応じた対応を行うこと。

医療の質指標等の標準化の検討にあたっては、以下の点を踏まえること。

- ・ 医療の質指標等は急性期と慢性期の違いなど、医療機関の特性に配慮したものであることが望ましいこと
- ・ 医療の質指標等は医療機関の負担軽減の観点から DPC データ等の既存の標準化されたデータの活用を考慮することが望ましいこと
- ・ 医療の質指標等はデータ等の出しやすさだけでなく、PDCA サイクルを回す観点から医療機関が計測することが有効であるものを選定することが望ましいこと

イ. 医療の質指標等の評価・分析支援のあり方

(2) 医療の質向上のための事務局（以下「事務局」という。）の設置・運営

事務局においては、以下の取組を適切に行う体制を整えること。

なお、イ、ウの取組においては、協議会における議論、検討を十分に踏まえること。

ア. 協議会の運営

医療の質指標等の標準化に向けて必要な国内外のエビデンスを収集、整理するなど、協議会の事務局としての機能を担うこと。

イ. 医療の質指標等の標準化

(ア) 医療の質指標等の標準化

DPC データ等の既存の標準化されたデータの活用を検討する際は、各病院団体がすでに計測している医療の質指標の具体的内容も十分に考慮した上で、DPC データの取り扱いに精通した外部有識者等と適切に連携し、検討すること。

(イ) 医療の質指標等の活用

医療の質指標を活用した医療の質向上活動等の取組を行う体制及び手順を整えるために作成した手引き等を必要に応じて更新すること。

手引き等には以下の事項を含むこと。

- ・ 医療機関における実施体制
- ・ 具体的な医療の質指標等の算出方法や定義
- ・ それぞれの医療の質指標等の解釈や活用方法
- ・ 医療の質指標等の評価・分析を行うための最新のエビデンス

(ウ) 医療の質指標等の公表

協議会におけるこれまでの検討を踏まえ、医療の質向上活動等に有効な測定結果の公表に関する必要な対応を行うこと。

ウ. 医療の質指標等の評価・分析支援

医療機関が医療の質指標等を評価・分析できるよう、以下のような支援を行うこと。

- ・ 医療機関からの疑義照会（医療の質指標等の算出方法など）に対応すること

エ. 国への事業結果の報告